

あなたの、そしてあなたの身近な方を新型コロナウイルスから守るために

次の場合は、外出・登校を控えてください

- ・ 発熱・咳・倦怠感・息苦しさ等の症状がある場合は、登校を控え自宅で療養に努め、改善しない場合は医療機関を受診すること。
- ・ 「食べ物の味がしない」「匂いがしない」などの症状がある場合は自宅療養に努め、改善しない場合は医療機関を受診すること。
- ・ 自身の感染が判明したり、濃厚接触者と特定されたりした場合は登校せず、地元の電話相談窓口、あるいは帰国者・接触者相談センターに電話で相談の上、医療機関を受診した場合は医師・保健所等の指示に従うこと。また、その場合は、その旨を学生生活課に必ず連絡すること。
- ・ 海外への渡航は原則禁止とするが、既に海外へ渡航し帰国した場合は、帰国後 14 日間は自宅での経過観察に努め、大学への登校はしないこと（その旨を学生生活課に必ず連絡すること）
- ・ クラスターの発生源等となった場所に立ち寄ったものは原則として 14 日間自宅で待機し、大学への登校はしないこと（その旨を学生生活課に必ず連絡すること）。その間、少しでも発熱の症状が現れた場合は、地元の電話相談窓口、あるいは帰国者・接触者相談センターに電話で相談の上、医療機関を受診した場合は医師・保健所等の指示に従うこと（その旨を学生生活課に必ず連絡すること）。
- ・ どうしてもやむを得ない場合を除き、感染が拡大している地域（北海道、東京、神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪、兵庫等）への移動は行わないこと。尚、やむを得ない事情により立ち入った場合は、感染防止について万全の対策を講じたうえ、帰宅後は健康に留意し、少しでも発熱の症状が現れた場合は、地元の電話相談窓口、あるいは帰国者・接触者相談センターに電話で相談の上、医療機関を受診した場合は医師・保健所等の指示に従うこと（その旨を学生生活課に必ず連絡すること）。

**感染の可能性が少しでも疑われる場合は、症状のあるなしにかかわらず、
外出を控え地元の電話相談窓口に相談してください。**

仙台市・宮城県の電話相談窓口（コールセンター）【24 時間受付】

電話：022-211-3883

022-211-2882